

別紙

諮問第1596号、第1640号～第1642号、第1670号～第1673号、第1715号、第1716号、第1720号、第1723号、第1724号、第1729号、第1730号、第1733号、第1734号

答 申

## 1 審査会の結論

別表に掲げる決定は、いずれも妥当である。

## 2 審査請求の内容

### (1) 審査請求の趣旨

別表の「開示請求内容」欄に記載の開示請求（以下「本件各開示請求」という。）に係る審査請求（以下「本件各審査請求」という。）の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）に基づき、審査請求人が行った本件各開示請求に対し、東京都知事が行った別表の「決定内容」欄に記載の決定（以下「本件各決定」という。）について、それぞれその取消しを求めるというものである。

### (2) 審査請求の理由

本件各審査請求に係る審査請求書等における審査請求人の主張を要約すると、別表の「審査請求人の主張」欄に記載のとおりである。

## 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各審査請求に係る理由説明書における実施機関の主張を要約すると、別表の「実施機関の主張」欄に記載のとおりである。

## 4 審査会の判断

### (1) 審議の経過

本件各審査請求については、別表に掲げる諮問日に審査会へ諮問された。

審査会は、実施機関から理由説明書を、審査請求人から意見書を収受し、令和6年

5月29日（第248回第二部会）及び同年6月28日（第249回第二部会）の2回、審議を行った。

## （2）審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 審議の併合について

別表に掲げる各諮問については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

### イ 本件各決定について

実施機関は、本件各開示請求に対し、別表の「決定日」、「決定内容」及び「対象公文書・不開示理由」の各欄に記載のとおり、開示決定又は不開示（令和4年度以前は「非開示」。以下同じ。）決定を行った。

### ウ 本件各決定の妥当性について

#### （ア）事案の概要

審査会が、別表に掲げる事案について、審査請求人の開示請求内容及び審査請求理由を確認したところ、医療機関、実施機関及び区役所の対応が審査請求人の意に沿わないものであったとしてその根拠等を示した公文書について開示請求したものであることが認められた。

#### （イ）各不開示決定の妥当性について

実施機関は、別表項番1から項番15までの「開示請求内容」欄に記載の各開示請求に対し、不存在を理由とする不開示決定を行った。

審査会が検討したところ、実施機関による別表項番1から項番15までの「実施機関の主張」欄に記載の説明は首肯することができ、この他に、当該各開示請求

に係る公文書の存在を認めるに足る特段の事情も見当たらない。

したがって、当該各開示請求に対し、不存在を理由に不開示とした実施機関の決定は、妥当である。

(ウ) 各開示決定の妥当性について

実施機関は、別表項番16及び項番17の「開示請求内容」欄に記載の各開示請求に対し、「対象公文書・不開示理由」欄に記載の公文書を特定し、開示決定を行った。

審査会が検討したところ、実施機関による別表項番16及び項番17の「実施機関の主張」欄に記載の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、当該各開示請求に対し、別表項番16及び項番17の「対象公文書・不開示理由」欄に記載の公文書を特定し、開示した実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

項番	諮問番号	諮問日	主務課	開示請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・不開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
1	1596	令和4年1月20日	福祉保健局生活福祉部保護課	指定医療機関医療担当規定第7条第1項の「等」は、医療扶助受給者が、同規定第8条「診療録」の請求できるか分かるもの求める。 尚、〇〇区福祉事務所〇〇氏「〇〇区個人情報保護条例の扱い出来ない為、現金請求（当院）出来る」回答。	令和3年11月9日	非開示（不存在）	【不開示理由】 当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。	処分の取り消し求める。〇〇病院は令和〇年〇月〇日の脳神経外科の診療録の請求手続き(引返券)したが、現在も交付欠く。その為、厚生労働省医政局総務課／社会・援護局保護課担当。 都へもこの間、福祉保健局指導監査部指導第三課〇〇課長／生活文化局都民生活部管理法人課公益法人担当〇〇課長代理相談。 ・〇福保医安第〇号（令和〇年〇月〇日）の相談受付票の通し番号〇〇。 ・〇福保生保第〇号（令和〇年〇月〇日）の別紙：生活保護法施行事務監査事項7頁等。	開示請求の内容のような公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。
2	1640	令和4年5月31日	生活文化局広報広聴部情報公開課	情報公開事務の手引き上の第6条第2項「補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」規定の趣旨3（2）「相当な期間」とは、開示請求書の場合を201頁の東京都情報公開条例の施行について（通達）の第6条関係―第1趣旨―3（2）209頁以上は、実施機関の補正期間の定め欠く為、実施機関の決定行うまでの補正期間の許容範囲の分かるもの求める。（日数わかるもの）	令和3年12月23日	非開示（不存在）	【不開示理由】 東京都情報公開条例第6条第2項に規定する「相当の期間」については、東京都情報公開条例の施行について（通達）第6条関係第1 3（2）において「開示請求者が補正をするのに足りる合理的な期間をいう。」としており、実施機関では個別具体的な日数を定めていないことから、当該公文書は作成及び取得しておらず存在しないため。	処分の取り消し求める。情報収集難しい中、補正求める職員達の請求時の情報提示欠く為、請求者の補正回答難易度高い。そもそも職員でさえ他課保有不知かつ局外（他局の保有）不知を請求者が、何の情報収集可能か。又、一語一句合わせたやり取り求める公務員の信義則どうか。「趣旨」が、同義語等の解決願う！	当該公文書は作成及び取得しておらず存在しない。
3	1641	令和4年6月1日	福祉保健局指導監査部指導第三課	福祉保健局指導監査部指導第三課〇〇課長は、厚生省告示第222号一部改定厚生労働省告示第344号指定医療機関医療担当規定第7条1項は、同規定第8条「診療録」を現金請求出来る回答（〇〇病院医事課長〇〇氏の令和〇年〇月〇日問合せ際）している国の通知類求める。※保護課医療係〇〇課長代理の申出である（令和〇年〇月〇日）	令和4年3月16日	非開示（不存在）	【不開示理由】 当該請求に係る公文書については、作成及び取得しておらず存在しないため。	処分の取り消し求める。〇福保指三第〇号（令和〇年〇月〇日）の令和〇年〇月〇日〇〇病院医事課〇〇氏問答記録上「現金」応答している。	公文書を作成及び取得しておらず存在しないため。
4	1642	令和4年6月1日	福祉保健局生活福祉部保護課	別添の当院受診料2点の「証明書」は、指定医療機関医療担当規定第7条第1項の請求した無償交付。しかし、〇福保生保第〇号（不存在）は、同条文規定上の「その診療中の患者」は、「意見書等」の等を含む第8条診療録の請求不可とした。但し、「診療録」の請求できたが、現金求められているため、根拠求める。 ※個人情報保護法第28条第4項示すこと度々である。「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドダンス」平成29年4月14日のP54。（P5-11・P69・7点目）	令和4年3月18日	非開示（不存在）	【不開示理由】 当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。	処分の取り消し求める。福祉保健局指導監査部指導第三課〇〇課長の令和〇年〇月〇日作成記録 「現金」応答先一〇〇病院医事課〇〇氏。（「現金」請求している。）	当該公文書は作成及び取得していないため、存在しない。
5	1670	令和5年1月10日	福祉保健局生活福祉部保護課	保護課指導担当〇〇課長代理が、〇〇区福祉事務所南部係〇〇査察指導員（係長）へ答えた以下の国の通知求める。 「生活保護法第17条の生業費48,000円～78,000円は、1回のみ支給」規定するもの。	令和4年10月14日	非開示（不存在）	【不開示理由】 当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。	処分の取り消し求める。〇〇区指導担当〇〇課長代理不在中の〇〇課長代理の〇〇区福祉事務所南部係〇〇査察指導員問答「78,000円は1回のみと思う（〇〇課長代理）」より、思う＝憶測での公務上の都と区のやり取りは不当行為。 「根拠通知示した」指導すべき保護課指導担当課長代理の義務（東京都組織規程）	当該公文書は作成及び取得していないため、存在しない。
6	1671	令和5年1月10日	総務局総務部法務課	事例「〇総総法査第〇号の2ないし同号第〇号の2の計5件」の令和〇年〇/〇の審理員の意見書は、平成22年10月22日付社援保発1022第1号の不服申立てについて（課長通知）、旧法の判決文：違反認めたと引用した交付。その同事件の最高裁判決引用した（株）〇〇当該頁引用する審理員の意見書の諮問中。寄って、平成28年4月1日改正法：3か月以内の為、異なる。（行政不服審査法一部改正の第83条示す）	令和4年9月6日	非開示（不存在）	【不開示理由】 当該公文書は存在せず、実施機関では、請求に係る公文書を作成及び取得していないため。	処分の取り消し求める。〇中健援第〇号ないし同号第〇号の計5件の審理員（2名）の意見書（旧法の判例引用）。昭和40年12月18日政府官報号外第135号（条約第28号）一昭和41年1月6日付社保第3号（条約第28号）反した審理員2名の意見書（令和〇年〇月〇日）は、令和〇年〇月〇日審査庁の諮問により、行政不服審査法第74条～第77条の東京都行政不服審査会の会長の権限渡る。現行法（平成28年4月1日一部改正法）第1条目的「国民救済」は、外国人含むのを審理員2名は、国民除外した旧法の意見書（平成22年大分地裁判決の最高裁判決事件番号示す〇〇データベース引用した（株）〇〇引用）。	当該公文書は存在せず、請求に係る公文書を作成及び取得していないため。
7	1672	令和5年1月10日	総務局総務部法務課	処分庁と密接な都の審理員2名（〇〇・〇〇）の社保第3号（条約第28号）の保障欠く意見書について処分庁否認したものは、憲法第98条第2項免除する法律資料求める。 ※昭和40年12月18日政府官報号外第135号（条約第28号一昭和41年1月6日社保第3号（条約第28号）〇〇販売「生活保護法関係法令通知集（冊子）」目次上第8章外国人の生活保護について：明示あり。	令和4年10月19日	非開示（不存在）	【不開示理由】 当該公文書は存在せず、実施機関では、請求に係る公文書を作成及び取得していないため。	処分の取り消し求める。〇中健援第〇号ないし同号第〇号の審理員（2名）の意見書（令和〇年〇月〇日）は昭和40年12月18日政府官報号外第135号（条約第28号）否認や昭和41年1月6日付社保第3号（条約第28号）否定するもの、又、社会権規約（国際人権規約A規約）をも除外したものである。令和〇年〇月〇日諮問した審査庁一東京都行政不服審査法第74条～第77条の会長権限渡り、諮問の答申交付及び。尚、審理員2名は、旧法の意見書であり、失効。平成28年4月1日一部改正法は、第1条目的を外国人も含む「国民救済」逐上解説。「行政不服審査法一部改正が現行法」である。	請求に係る公文書を作成及び取得していない。

項番	諮問番号	諮問日	主務課	開示請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・不開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
8	1673	令和5年1月10日	総務局総務部法務課	行政不服審査法の証拠収集は、原本の提出or写し取得のいずれか判断とするもの。 従来は、原本の写しを取得しており、同法第53条の返換とみなして、原本の写しを裁決書にとじている。そのため、保護条例の請求可能とした事例有。	令和4年10月19日	不開示 (不存在)	【不開示理由】 当該公文書は存在せず、実施機関では、請求に係る公文書を作成及び取得していないため。	処分の取り消し求める。令和〇年度～令和〇年度は、行政不服審査法第53条の証拠類の返換怠り、裁決書に閉じる。	請求に係る公文書を作成及び取得していない。
9	1720	令和5年9月5日	福祉保健局生活福祉部保護課	別添の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」平成29年4月14日：個人情報保護委員会・厚生労働省の54頁「法第28条第4項」は、69頁の生活保護法第50条、指定医療機関医療担当規定第7条・第10条を除外するのが分かるもの求める。（同ガイダンス5頁：11他の法令等との関係） ↓ 〇〇病院は令和〇年〇月〇日の時点で、法第28条第1項・第4項の除外した同条第2項の適用する文書料金40円の現金請求を令和〇年〇月主張している。（令和〇年〇月・〇月と2回に渡る〇〇課長やり取り）	令和5年5月15日	不開示 (不存在)	【不開示理由】 当該公文書は、実施機関において作成及び取得していないため、存在しない。	処分の取り消し求める。指導第三課〇〇課長RO年〇月〇日の〇〇病院医事課〇〇氏への回答は本件相反。	当該請求内容に係る公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。
10	1723	令和5年9月26日	福祉保健局生活福祉部保護課	定住外国人の「一時扶助申請書」作成欠く根拠求める。（特別永住者3世（韓国籍）の生業扶助（技能修得費）を日本人様式交付した申請却下事件多発）RO年度～RO年度。※HO.〇.〇〇〇主事、〇〇統括課長代理ワークシート「S41通知の日本人同様扱いとする。」 ※令和3年度まで、〇〇区福祉事務所は、定住外国人の「一時扶助申請書」作成欠き、法第1条却下目的の日本人様式使う。	令和5年5月1日	不開示 (不存在)	【不開示理由】 当該公文書は、実施機関において作成及び取得していないため、存在しない。	処分の取り消し求める。昭和40年12月18日政府官報号外第135号（条約第28号）「日韓地位協定の受託」公布は昭和41年1月6日付社保第3号（条約第28号）一各自治体交付。昭和29年5月8日付社発第382号（改正のもの）：入管特例法・難民認定法の諸々の対象者示す。特別永住者証明書カードの提示求めや、一般永住者・定住者の各国大使館照会（都保護課の都内全体の全件行う）は、「特別永住者」が難民認定法上の許可得たものではないと処分庁知るが、審査庁は難民認定法の扱っている裁決書（処分庁：〇〇区福祉事務所）ある。一処分庁の却下取り消す現金支給決定で裁決書は法的無効！	当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。
11	1724	令和5年10月3日	福祉保健局指導監査部指導第三課	別添の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」平成29年4月14日：個人情報保護委員会・厚生労働省の54頁「法第28条第4項」は、69頁の生活保護法第50条、指定医療機関医療担当規定第7条・第10条を除外するのが分かるもの求める。（同ガイダンス5頁：11他の法令等との関係） ↓ 〇〇病院は令和〇年〇月〇日の時点で、法第28条第1項・第4項の除外した同条第2項の適用する文書料金40円の現金請求を令和〇年〇月主張している。（令和〇年〇月・〇月と2回に渡る〇〇課長やり取り）	令和5年5月15日	不開示 (不存在)	【不開示理由】 当該請求に係る公文書については、作成及び取得しておらず存在しないため。	処分の取り消し求める。現在、諮問中（個人情報審査会の答申待ち）事案との不整合のため。〇月下旬まで、意見書の提出期間のもの・〇月審査請求するもの、『令和〇年〇月〇日〇〇課長（処分庁）回答一〇〇病院医事課〇〇氏』事案：〇福保指三第〇号・〇福保指三第〇号・〇福保指三第〇号。〇〇氏<指定医療機関医療担当規定第7条1項否認（の〇〇課長回答）> ※法的根拠欠くやり取り〇〇課長は、当院〇〇氏（医事課）が、行政判断示す患者応答RO.〇月！	請求公文書は、作成及び取得しておらず保有していない。
12	1729	令和5年10月18日	福祉保健局指導監査部指導第三課	〇〇課長の法的根拠求める。（現金40円可能見解） ・〇福保指三第〇号「独自解釈」の証拠欠く。 ・〇福保指三第〇号「独自解釈」応答一〇〇病院問合せ※令和〇年〇月〇日 別添の令和〇年〇月〇日の〇〇課長代理の文書交付。	令和5年6月26日	不開示 (不存在)	【不開示理由】 当該請求に係る公文書については、作成及び取得しておらず存在しないため。	処分の取り消し求める。社援保発第0330001号	請求公文書は、作成及び取得しておらず保有していない。
13	1730	令和5年10月18日	福祉局生活福祉部保護課	厚生労働省告示第344号指定医療機関医療担当規定全条文の運用資料（行政文書）求める。 ※〇〇区福祉事務所〇〇課長と電話やり取りしたもの。	令和5年7月25日	不開示 (不存在)	【不開示理由】 当該公文書は、実施機関において作成及び取得していないため、存在しない。	処分の取り消し求める。社援保発第0330001号	当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。
14	1733	令和5年11月15日	福祉保健局指導監査部指導第三課	令和〇年〇月〇日の請求（別添）は不存在の前提で補正書の交付する〇〇主事の連絡（O/O/TEL）から、〇〇課長のRO.〇/〇〇〇病院医事課〇〇氏見解40円の根拠示した行政判断求める。 ※〇福保指三第〇号（RO.〇/〇）の作成：〇〇課長代理）は、当院の判断示すが、〇〇課長の独断従っている当院。	令和5年6月29日	不開示 (不存在)	【不開示理由】 当該請求に係る公文書については、作成及び取得しておらず存在しないため。	処分の取り消し求める。社援保発第0330001号	請求公文書は、作成及び取得しておらず保有していない。
15	1734	令和5年11月15日	福祉局指導監査部指導第一課	指定医療機関医療担当規定第7条第1項の否定する〇〇課長の根拠資料（行政文書）求める。 ※令和〇年〇月〇日〇〇病院医事課〇〇氏（課長）の電話やり取りしたもの。 「第7条第1項の問答」している記録は係争中のため、当時の根拠資料要する行政義務負う。	令和5年7月28日	不開示 (不存在)	【不開示理由】 当該請求に係る公文書については、作成及び取得しておらず存在しないため。	処分の取り消し求める。社援保発第0330001号	請求公文書は、作成及び取得しておらず保有していない。

項番	諮問番号	諮問日	主務課	開示請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・不開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
16	1715	令和5年7月24日	総務局総務部法務課	法務課保有の特別永住者3（韓国籍）は、不服申立て不可や生活保護の受給権欠くとする国の資料。又、入管特例法の特別永住者3世（韓国籍）が、難民条約及び難民認定法の扱いがわかるもの。 ※昭和40年12月18日政府官報号外第135号（条約第28号） ※昭和41年1月6日付社保第3号（条約第28号）	令和5年2月28日	開示	・生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日付社発第382号） ・生活保護に係る外国人からの不服申立ての取扱いについて（通知）（平成13年10月15日付社援保発第51号） ・生活保護に係る外国籍の方からの不服申立ての取扱いについて（平成22年10月22日付社援保発1022第1号） ・外国人からの生活保護の申請に関する取扱いについて（平成23年8月17日付社援保発第0817第1号）	処分の取り消し求める。○総総法第○号・○号・○号の案件（第○号のみ○主任作成記録欠く）令和○年○月○日の裁決書（○中健援第○号ないし同第○号の却下通知書）○総総法査第○号ないし○総総法査第○号の5件。 一○○区福祉事務所は令和○年○月○日合計263000円の支給決定。 ※特別永住者3世（韓国籍）○○の申請全件認めている。 尚、保護課・福祉事務所（○○区）本件同一の請求は処分庁（法務課）異なる。	本件開示請求のうち、開示請求に係る公文書の内容を「法務課保有の、特別永住者3世（韓国籍）は、不服申立て不可や生活保護受給権欠くとする国の資料」とする請求について、左記に掲げる公文書を対象公文書として特定したうえで、東京都情報公開条例11条1項の規定に基づき本件決定を行ったものであり、これら以外の対象公文書を実施機関は保有していない。
17	1716	令和5年7月24日	福祉保健局生活福祉部保護課	保護課保有の定住外国人は、受給権欠くとする国の資料。以下の請求該当の決定も合わせて求める。 又、特別永住者3世（韓国籍）は、難民条約かつ難民認定法の扱いする国の資料：交付通知求める。 （日韓地位協定の受託の昭和40年12月18日政府官報号外第135号（条約第28号）は、昭和41年1月6日付社保第3号（条約第28号））	令和5年3月1日	開示	・生活保護関係通知等の周知について（平成30年6月11日付30福保生保第328号）（案）（「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」の一部改正について（通知）（平成30年6月8日付社援発0608第8号）） ・「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」の一部改正について（通知）（平成26年7月1日付東京都福祉保健局生活福祉部保護係長事務連絡）（案）（「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」の一部改正について（通知）（平成26年6月30日付社援発0630第1号）） ・「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」の一部改正等について（平成24年7月26日付福保生保第394号）（「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」の一部改正等について（通知）（平成24年7月4日付社援発0704第4号）） ・生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（通知）（昭和57年2月3日付56福福保第1079号）（生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（通知）（昭和57年1月4日付社保第1号）） ・「生活保護に係る外国人からの不服申立ての取扱いについて（通知）（平成13年11月22日付13福保生保第913号）（案）（生活保護に係る外国人からの不服申立ての取扱いについて（通知）（平成13年10月15日付社援保発第51号）） ・「生活保護に係る外国籍の方からの不服申立ての取扱いについて」の周知について（平成22年11月22日付22福保生保第747号）（生活保護に係る外国籍の方からの不服申立ての取扱いについて（平成22年10月22日付社援保発1022第1号）） ・外国人からの生活保護の申請に関する取扱いについて（平成23年8月25日付23福保生保第437号）（外国人からの生活保護の申請に関する取扱いについて（平成23年8月17日付社援保発0817第1号）） ・マイナンバー関連通知の発出について（平成27年9月18日付27福保生保第465号）（生活保護事務におけるマイナンバー導入に関する留意事項について（平成27年9月16日付社援保発0916第1号）） ・平成31年度生活保護の実施要領関係通知等の周知について（平成31年4月8日付31福保生保第32号）（生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手続について（平成31年3月29日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）） ・押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等に伴う通知様式等の改正について（令和3年1月7日付社援保発0107第1号）（押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等に伴う通知様式等の改正について（令和3年1月18日付2福保生保第1506号）） ・研修資料 生活保護制度のあらまし（令和3年度） 該当部分抜粋 ・研修資料 ミニ研修「面接相談の基本的考え方」（令和3年度） 該当部分抜粋 ・研修資料 生活保護制度のあらまし（令和3年度） 該当部分抜粋 ・研修資料 ミニ研修「面接相談の基本的考え方」（令和4年度） 該当部分抜粋	処分の取り消し求める。昭和40年12月18日政府官報号外第135号（条約第28号）→昭和41年1月6日社保第3号、○福保生保第○号・○福保生保第○号の（昭和41年1月6日社保福第3号：条約28号）→日韓地位協定の受託した昭和40年12月18日政府官報号外第135号（条約第28号）公表後の厚生省交付。審査請求中○総総法査第○号の3の反論書の証拠類○年○月○日第○号○○オンブズマン聴取8頁：昭和29年5月8日社発第382号とうり、「日本人同様扱い」（福祉事務所主張）	本件開示請求の内容は、「都が保有する、定住外国人は生活保護の受給権を欠くとする国の通知及び当該国通知につけられた都の通知文。また、都が作成した令和3年度及び令和4年度の研修資料で、上記通知の取扱いを記載した部分を抜粋したもの。」であることを電話により確認し、対象文書の全てを開示する旨を決定し請求人宛て通知した。したがって、適法かつ相当に本件処分を行ったものである。